

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(昭和63年政令第343号)は、昭和63年12月20日に公布され、本年3月1日(安全衛生管理体制の充実に係る部分は本年4月1日)から施行されることとなった。

また、労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成元年労働省令第3号)は、本年2月20日公布され、同年3月1日から施行されることとなった。

今回の改正は、近年の、第3次産業における労働災害の増加、有害物のうち有機溶剤に係る労働災害の発生動向にかんがみ、昭和63年1月に行われた中央労働基準審議会の「労働安全衛生法令の整備について」の建議を踏まえ、安全衛生管理体制及び有害物に関する規制の充実に図ったものである。

については、今回の改正の趣旨を十分に理解し、下記の事項に留意して、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

第1 労働安全衛生法施行令の一部改正関係

1 第2条、第3条及び第8条関係

- (1) 各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業及びゴルフ場業について、総括安全衛生管理者を選任すべき事業場の規模を常時300人以上(従来は1,000人以上)の労働者を使用する事業場に拡大することとしたこと。
- (2) 安全管理者を選任すべき事業場として、(1)に掲げた7業種に属する事業場で、常時50人以上の労働者を使用するものを加えることとしたこと。
- (3) 安全委員会を設置すべき事業場として、(1)に掲げた7業種に属する事業場で、常時100人以上の労働者を使用するものを加えることとしたこと。
- (4) (1)に掲げた7業種は、労働基準法第8条第8号又は第14号に属する事業であること。

また、これら業種の分類は、原則として、日本標準産業分類による分類をいうものであるが、家具・建具・じゅう器等卸売業は、同分類の「家具・建具・じゅう器等卸売業」のうち室内装飾繊維品卸売業を除いたもの(家具・建具・じゅう器小売業においても室内装飾繊維品に係る小売業は除く。)を、旅館業は、同分類の「旅館、その他の宿泊所」のうち、簡易下宿、下宿業及びその他の宿泊所(他に分類されない宿泊所に限る。)を除いたものをいうものであり、また、燃料小売業とは、小分類の「燃料小売業」をいい、ガソリンステーションを含むものであり、ゴルフ場業とは、細分類の「ゴルフ場」をいい、ゴルフ練習場は含まれないものであること。

なお、(1)に掲げた7業種のうち卸売業又は小売業とは、商品を実際に取り扱うものをいい、

伝票、帳簿上等の取引のみによるものは含まれないものであること。

- (5) 安全管理者の資格に係る産業安全の実務については、昭和47年9月18日付け基発第601号の1通達において示しているところであるが、(1)に掲げた7業種については、実務経験として、荷、商品等物の取扱い、運搬等の作業における管理業務を含めて差し支えないものであること。

## 2 第18条関係

名称等を表示すべき有害物として、イソブチルアルコール等18の有機溶剤を追加することとしたこと。

なお、今回の改正により、平成2年4月から作業環境測定を行うべきこととなる30の有機溶剤については、すべて名称等を表示すべき有害物となったものであり、また、労働安全衛生法施行令別表第6の2に掲げる有機溶剤のうち、単一物質であるものについては、すべて名称等の表示が義務づけられたものであること。

## 第2 労働安全衛生規則の一部改正(第30条及び別表第2)関係

名称等を表示すべき製剤その他の物として、イソブチルアルコール等18の有機溶剤のいずれかを含有する製剤その他の物を追加することとしたこと。